

国民健康保険税が決定します

ID 929392586

問合せ 保険医療課

(TEL 23-17625)

令和5年度国民健康保険税納税通知書を世帯主宛に送付します。

送付時期 7月中旬

納付方法 次のいずれかの方法で納付してください。

◆普通徴収(口座振替または納付書)

7月から令和6年3月までの9回で納付。

◆特別徴収(年金天引き)

年金支給月に年金から天引き。

◆その他 「市民税・県民税申告書」

や「確定申告書」を3月16日以降に提出された場合は、本来とは異なる保険税や自己負担となる場合があります。

■課税限度額の引き上げ

後期高齢者支援金分の課税限度額を引き上げました。

◆後期高齢者支援金分

20万円↓22万

■計算方法

国民健康保険税は、被保険者の人数と前年の所得を基に、世帯単位で算定します。

<table border="1"> <tr><th>所得割額</th></tr> <tr><td>世帯の被保険者の前年中所得金額×それぞれの所得割率</td></tr> </table>	所得割額	世帯の被保険者の前年中所得金額×それぞれの所得割率	+	<table border="1"> <tr><th>均等割額</th></tr> <tr><td>世帯の被保険者数×それぞれの均等割額</td></tr> </table>	均等割額	世帯の被保険者数×それぞれの均等割額	+	<table border="1"> <tr><th>平等割額</th></tr> <tr><td>世帯の被保険者数にかかわらず一律</td></tr> </table>	平等割額	世帯の被保険者数にかかわらず一律	=	<table border="1"> <tr><th>保険税(年額)</th></tr> <tr><td>100円未満切捨て</td></tr> </table>	保険税(年額)	100円未満切捨て
所得割額														
世帯の被保険者の前年中所得金額×それぞれの所得割率														
均等割額														
世帯の被保険者数×それぞれの均等割額														
平等割額														
世帯の被保険者数にかかわらず一律														
保険税(年額)														
100円未満切捨て														

	所得割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	5.7%	25,800円	19,400円	650,000円
支援分	2.1%	9,400円	7,100円	220,000円
介護分	1.7%	10,000円	5,300円	170,000円

国民健康保険高齢受給者証を更新します

ID 431634361

問合せ 保険医療課

(TEL 23-17625)

8月1日(火)から使用していただく高齢受給者証(薄橙色)を送付します。

送付時期 7月下旬

対象 70歳～74歳の国民健康保険

被保険者

高齢受給者証

- ◆国民健康保険に加入している方は、70歳になると自己負担割合や自己負担限度額が変わります。
- ◆70歳以上75歳未満の方には、所得に応じた自己負担割合が記載された「高齢受給者証」が交付されます。
- ◆医療機関で診察・治療を受けるときは、国民健康保険被保険者証と高齢受給者証を医療機関の窓口にも必ず提示してください。

国民健康保険限度額適用認定証などの更新

ID 914453558

問合せ 保険医療課

(TEL 23-17625)

現在の認定証の有効期限は7月31日(月)です。入院や高額な外来診療の予定があり、認定証が必要な方は、8月中旬に更新手続きをしてください。

- ◆国民健康保険限度額適用認定証
 - ◆国民健康保険減額認定証
 - ◆申請に必要なもの
 - ◆国民健康保険被保険者証
 - ◆来庁者の本人確認書類(運転免許証など)
 - ◆マイナンバー確認書類(世帯主と対象者のマイナンバーカード、マイナンバー通知カードなど)
 - ◆別世帯の方が申請する場合は委任状
- 注意事項**
- ◆入院や高額な外来診療の予定がない場合は、必要が生じたときに申請してください。
 - ◆国民健康保険税を滞納していると限度額適用認定証などの交付を受けられません。



後期高齢者医療保険料が決定します

ID 123127400

問合せ 保険医療課

(TEL 23-7625)

後期高齢者医療保険料額決定通知書及び納入通知書を送付します。

送付時期 7月中旬

納付方法 後期高齢者医療保険料額決定通知書及び納入通知書をご覧ください。

その他 「市民税・県民税申告書」や「確定申告書」を3月16日(木)以降に提出した場合は、本来とは異なる保険料や自己負担となる場合があります。

後期高齢者医療被保険者

- ◆ 75歳以上の方(75歳の誕生日から)
- ◆ 65歳以上75歳未満で、一定の障害があると広域連合の認定を受けた方(認定日から)

計算方法 保険料は、被保険者の令和4年中の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合算して計算します。

令和4年中の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合算して計算します。

所得割額 (所得金額－基礎控除額 ^{※1}) × 所得割率9.57%	+	被保険者均等割額 被保険者一人当たり 49,398円	=	保険料(年額) (限度額66万円) 100円未満切捨て
--	---	---	---	--

- ※1 令和4年の合計所得額が、
- 2,400万円以下……………43万円
 - 2,400万円超2,450万円以下 ……29万円
 - 2,450万円超2,500万円以下 ……15万円
 - 2,500万円超…………… 0円

■保険料の軽減

次に該当する方は保険料の軽減があります。

◆**職場の健康保険などの被扶養者だった方**

所得割が課せられず、被保険者均等割額が資格取得後2年間は5割軽減されます。

◆**所得の低い方**

世帯主と世帯の被保険者全員の所得の合計が次の表の所得要件以下の世帯は、被保険者均等割額が軽減されます。

軽減割合	所得要件
7割	43万円+ [10万円×(給与所得者等の人数-1)]以下
5割	43万円+(29万円×世帯の被保険者数)+ [10万円×(給与所得者等の人数-1)]以下
2割	43万円+(53.5万円×世帯の被保険者数)+ [10万円×(給与所得者等の人数-1)]以下

あいち後期高齢者医療コールセンター

ID 395538393

問合せ 保険医療課

(TEL 23-7625)

愛知県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の保険料、保険証や各種給付など後期高齢者医療制度に関するコールセンターを開設しています。保険料の算定方法や保険証の負担割合、高額療養費などは、コールセンターへお問い合わせください。

保険料の納付については保険医療課へお問い合わせください。

電話 0570-011-558
 期間 令和6年3月31日(日)まで
 ※土日祝、年末年始は除く。ただし、7月15日(土)~8月27日(日)は土日祝も開設します。
 時間 8:45~17:15

注意事項
 コールセンターは受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振り込みをさせたり、ATMの操作を指示したりすることは一切ありません。
 コールセンターの利用には通話料がかかります。

後期高齢者医療保険証 などを更新します

ID 532949509

問合せ 保険医療課

(TEL 23-7625)

■後期高齢者医療被保険者証 (保険証)

8月1日(火)から使用していただく保険証を送付します。

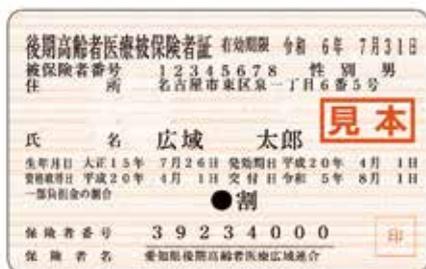
送付時期 7月下旬

送付方法 簡易書留郵便(転送不要)

注意事項

◆8月になっても保険証が届かない場合は保険医療課へ連絡してください。

◆現在お持ちの保険証(青色)は7月31日(月)が有効期限です。



▲新しい保険証はオレンジ色です。

■限度額適用・標準負担額減額認定証(減額証)、限度額適用認定証(限度額証)

送付時期 7月下旬

対象 有効期限が7月31日(月)の減額証・限度額証をお持ちの方で、8月以降も引き続き減額証・限度額証の交付対象となる方。

注意事項

新たに減額証・限度額証が必要となる方は申請が必要です。保険医療課または総合支所地域課で手続きをしてください。

減額証・限度額証

保険証と一緒に医療機関の窓口へ提示すると、1カ月の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。また、入院時の食事・居住費の軽減もあります(減額証のみ)。

フォーラムエイト・ ラリージャパン2023 を開催します

ID 673502420

問合せ 観光課

(TEL 23-7613)

今年も世界ラリー選手権が愛知県と岐阜県で開催されます。

日時 11月16日(木)～19日(日)

開催地 愛知県(岡崎市、豊田市、新城市、設楽町)、岐阜県(中津川市、恵那市)

チケット情報など詳細が決まり次第、随時ホームページなどでお知らせします。

■「フォーラムエイト・ラリージャパン2023」オフィシャル競技ボランティアを募集します

日にち 11月12日(日)～19日(日)
場所 愛知県、岐阜県の各競技コース
内容 コースロック(競技コースの接続道路封鎖)など

定員 700名程度(応募者多数の場合は抽選)

対象 次の条件を満たす方

◆活動日時点で18歳以上の方
(高校生不可)

◆利用可能なメールアドレスをお持ちの方

◆HPにアクセス可能な方
◆事前研修会に出席可能な方など

申込方法

7月1日(土)から8月10日(木)までにフォーラムエイト・ラリージャパン2023大会HPから会場や日時などをご確認の上、申し込みください。(メール、電話は不可)



▲ラリージャパン2023大会HP



▲ラリージャパン2022 新城SS



令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

ID 162678568

(ひとり親世帯分)

ID 924712189

(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)

問合せ こども未来課

(TEL 23-7622)

食費などの物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給します。

なお、支給に申請が不要な対象者へは5月末に支給をしました。

対象

次の①～③のいずれかを満たしかつ、対象児童がいる世帯。

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者(ひとり親世帯)
- ②①以外の令和4年度分住民税均等割が非課税の子育て世帯(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯)
- ③①②以外の直近で収入が減少した世帯など

◆対象児童

令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児については20歳未満)及び4月1日から令和6年2月29日までに生まれた新生児。

支給額 児童一人あたり5万円

支給に申請が必要な方(対象③)

直近の収入が減少した世帯など
申請期限 令和6年2月29日(木)

こども園再編・整備計画に関する市民アンケート

ID 967343138

問合せ こども未来課

(TEL 23-7622)

必要な保育環境を確保し、持続可能なこども園とするため、こども園の再編・整備について検討を行っています。

市民の皆様から広く意見をお聞きするため、アンケートを行います。詳細については市ホームページをご覧ください。

期間 7月3日(月)～14日(金)

熱中症予防行動のポイント

問合せ 消防署

(TEL 22-4806)

気温が上がるこれからの時期は、屋外・屋内を問わず熱中症の発生する危険が高まります。熱中症は、重症になると命の危険性もあります。暑さをできるだけ避け、十分な水分補給を行うなど予防に努めましょう。

予防のための3つがけ

①暑さを避ける

通気性のよい衣服を着用し、外出時は帽子や日傘を活用しましょう。屋内では扇風機やエアコンを上手に使いましょう。

②十分な水分補給をする

気づかないうちに脱水症状が進んでいる場合があります。喉が渇いていなくても、こまめに水分を補給しましょう。

③声を掛け合う

一人ひとりが周囲に気を配り、声を掛け合うことで、熱中症の発生を防ぐことができます。特に、高齢者や子供は、周囲が協力して見守りましょう。

熱中症とみられる人を見かけたら

①涼しい場所へ

涼しい場所へ移動させ、衣服を緩め、安静に寝かせる。

②体を冷やす

扇風機うちわで風を当てるなどして体を冷やす。(特に、首の周り、脇の下、足の付け根など)

③水分・塩分補給

スポーツドリンクなどで水分を補給する。

自分で水分を飲めない、意識がない場合は、直ちに救急車を呼びましょう。

